

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 国民年金関係                        | 2 件 |
| 厚生年金関係                        | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 7 件 |
| 国民年金関係                        | 4 件 |
| 厚生年金関係                        | 3 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月  
② 平成12年4月から13年10月まで  
③ 平成14年1月

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未納とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、申立期間①の保険料については、一旦は残高不足でA信用金庫B支店の預金口座からの自動引落しはできなかったが、後日改めて発行された納付書で振り込んだことを覚えている。

申立期間②及び③については、その当時、C病院に入院していたため、保険料を納めないまま納付期限を過ぎてしまったが、退院後の平成14年3月にD市役所の女性職員が自宅に訪問してきた際、納付書を郵送するから、分割納付でいいので保険料を納付するよう言われ、後日E銀行F支店ないしA信用金庫B支店において前夫が保険料を納付してくれたはずである。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の保険料について、申立人は、A信用金庫B支店の預金口座から引き出した現金で納付したとしているが、同信用金庫が保管する申立人名義の普通預金口座の取引明細記録には、国民年金保険料相当額の現金が引き出された形跡は見当たらない。しかしながら、当該取引明細記録により口座振替納付されていないことが確認できる月においても、オンライ

ン記録上、現年度納付及び過年度納付されていることが確認できることから、申立人が申立期間①の保険料を遡って納付したと考えても不自然ではない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「平成14年3月にD市役所の女性職員から保険料納付を促され、前夫が14年4月から15年5月までの間に保険料を納付してくれた。」としているが、オンライン記録により、平成15年12月22日から過年度保険料を納付していることが確認できるものの、この時点では、申立期間②は時効により保険料を納付することができない上、申立人の意向により、保険料納付を行ったとするその前夫からの証言を得ることができないことから、納付状況が不明である。

また、申立期間③について、オンライン記録により、平成16年3月に申立期間③の保険料を金融機関に払ったことが確認できるものの、この時点では、申立期間③は時効により保険料を納付することができない期間であり、その結果14年2月の保険料として充当処理されていることが確認できる上、16年3月以前に申立期間③の保険料を納付した形跡はうかがえない。

さらに、申立期間②及び③は平成9年1月以降の期間であり、年金記録管理事務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性が低くなった頃である上、平成14年度からは、国による保険料の直接収納が始まったことにより、更に、その可能性は低くなった。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間②及び③の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年9月から49年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、父から「年金は大切なものである。将来に備えて加入しておくように。」と教えられ、国民年金の加入期間に空白期間が生じないように任意加入の手続きも行い、保険料を納付してきた。

申立期間は強制加入期間であり、自分の信念からも国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、婚姻後も国民年金に任意加入し、厚生年金保険との切替手続きも適正に行っているなど、納付意識は高かったことが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和49年3月に払い出されたことが推認でき、申立期間の保険料は50年10月まで納付することが可能であり、納付意識の高い申立人が保険料を納付したとしても不自然ではない。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していたA市における市役所作成の国民年金被保険者名簿では保険料の納付事実が確認できないものの、再転居後、居住していたB町における町役場（現在は、C市役所D行政サービスセンター）作成の国民年金被保険者名簿では、申立期間の保険料は納付済みと

なっており、申立人が申立期間の保険料を過年度納付していたと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年4月1日に訂正し、申立期間④の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年7月1日から62年5月1日まで  
② 平成7年1月31日から同年3月14日まで  
③ 平成10年10月21日から同年11月1日まで  
④ 平成13年3月29日から同年4月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①について、B社を昭和60年6月30日に退職した直後から、C社（平成元年8月1日に、D社に名称変更）に勤務した。給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなのに、申立期間①が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得がいかない。

申立期間②について、E社には平成7年3月14日まで勤務しており、申立期間②中も、給与から社会保険料が控除されていた。

申立期間③及び④について、A社に勤務して当時は、毎月、社長名義の銀行預金口座に社会保険料などとして10万円を振り込んでいた。同社には、平成10年10月21日から13年3月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日が10年11月1日、資格喪失日が13年3月29日となっていることに納得がいかない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間④について、申立人に係る雇用保険の記録から、申立人が平成13年3月31日までA社に勤務していたことが確認できる上、同社の事業主は、「申立人は、平成13年3月31日まで勤務しており、保険料を給与から控除していた。」と証言していることから、申立人が、申立期間④において引き続き同社に勤務し、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成13年2月のオンライン記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人が申立期間①のうち、昭和60年9月1日からC社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録から、C社は昭和62年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C社の申立期間①当時の事業主及び社会保険事務を担当していたその妻はいずれも、「会社が厚生年金保険に加入したのは昭和62年5月1日からで、私たち夫婦はそれまでは国民年金に加入していた。」と証言しているところ、オンライン記録から、事業主及びその妻は、いずれも申立期間①中は国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

また、オンライン記録から、C社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和62年5月1日と同一日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員は、「自分は昭和60年頃に入社したが、しばらくの間、会社は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しているところ、オンライン記録から、当該元従業員は、申立期間の一部期間を含む、61年4月1日から62年5月1日まで国民年金に加入し、61年11月分から62年4月分までの保険料を納付していることが確認できる。

- 3 申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人がE社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、E社は、「従業員の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、

平成7年1月31日である。」と回答している上、申立期間②当時の同社の社会保険事務担当者も「全ての従業員の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成7年1月31日とする手続を行った。私は、それ以降は、国民年金に加入したので、他の従業員も同様であったと思う。」と証言しているところ、オンライン記録から、当該事務担当者は、申立期間②中、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

- 4 申立期間③について、オンライン記録から、A社は平成10年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できるところ、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員は、「自分の方が先に入社していて途中で申立人が入社してきた。申立人が入社して間もなく、会社が厚生年金保険に加入した。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間③のいずれかの期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上述のとおり、A社は、平成10年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、上記元従業員は、「会社が厚生年金保険に加入する前は、国民年金に加入していた。」と証言しているところ、オンライン記録から、当該元従業員は、申立期間③中、国民年金に加入していることが確認できる。

- 5 申立人は、申立期間①、②及び③について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③について、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険の資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は21年10月16日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、100円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年12月1日から21年10月16日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社（現在は、C社）で勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、改めて年金事務所に照会したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

昭和17年12月から、当時建設中だったA社D事業所に勤務し、完成後には引き続き運転要員として勤務した。その後、19年6月に軍隊に召集され、戦後の21年6月に復員と同時に復職した。

昭和17年12月から21年10月16日までの期間は、軍隊に行っていた期間も含めてA社に在籍していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社提出の人事記録から、申立人が申立期間において、A社D事業所及び同社B事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A社B事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人は、当該事業所において、昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できるが、当該資格取得記録は取り消されていることが確認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得記録が取り消された理由として、「現ニ被保険者ニ付 削除」と記載されていることが確認できる上、当該被保険者名簿において、申立人と同様に、

昭和19年6月1日に資格取得記録が取り消されていることが確認できる元従業員は、当該名簿を書き換えた名簿において、同日に資格を取得していることが確認できることから、申立人についても、同日に資格を取得していたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和19年6月1日にA社B事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、21年10月16日に同社E事業所において被保険者資格を取得するまでの期間、継続して厚生年金保険に加入していたことが認められ、申立人の同社B事業所における厚生年金保険の資格取得日は19年6月1日、資格喪失日は21年10月16日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記載から100円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和17年12月1日から19年6月1日までの期間について、C社は、「保存期間の経過により、当時の関係書類が確認できない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、上記被保険者名簿において、昭和19年6月1日以前に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正13年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から44年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が国民年金の未加入期間とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、国民年金の加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

私達夫婦は、制度発足当初から国民年金に加入し、保険料を納付してきたが、夫が軍人恩給を受給していることから、将来、国民年金をもらえないと聞かされたので、夫婦一緒に保険料の納付をやめた。その後、軍人恩給を受給している世帯も国民年金をもらえることが分かり、遡って保険料を納付した。

夫婦二人分の保険料をまとめて納付したにもかかわらず、私の申立期間だけが未加入期間とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の保険料を夫婦二人分まとめて納付を行った。」としているところ、申立人の特殊台帳及びオンライン記録により、申立期間は未加入期間となっている上、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄においても、被保険者でなくなった日が「昭和39年4月1日」、再度、被保険者となった日が「昭和44年4月1日」と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されず特例納付を行うことができなかったものと考えられる。

また、申立人の夫は、申立期間当時、保険料を納付していたことが確認できるものの、特殊台帳は存在しないことから特例納付によって納付された事実は確認できず、申立人の夫は既に亡くなっているなど申立期間に係る具体的な納

付状況は不明である。

さらに、申立人の夫は、国民年金の制度発足時から軍人恩給を受給しており、本来、申立人及びその夫は、国民年金の任意加入被保険者となることから、国民年金の被保険者資格を喪失後、再度、被保険者資格を取得していることについて不自然さは見当たらない。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から49年11月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が国民年金の未加入期間とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

父は、生真面目で何に対しても厳しい性格であり、年を取ってからの年金の大切さをよく知っていた。このことから、父は、私の将来のために国民年金に加入し、保険料は、婚姻前には父が、婚姻後には義父が納付してくれたと思っている。

父の思いを記録として残したいと思うので、再調査をお願いします。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、平成8年9月ないし同年10月頃に夫婦連番で払い出されたものと推認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父及び義父は既に亡くなっている上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付について、「両親及び義父母から直接聞いたことは無い。」としていることから、具体的な国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年3月から54年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私は、昭和54年、21歳のときにA町役場（現在は、B市C区役所）において国民年金の加入手続を行った。このとき、窓口で20歳まで遡って保険料を納めるように言われて納めたと思っているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「町役場の窓口で遡って保険料を納めるように言われ、送付された納付書と保険料を母に渡し、取引金融機関の外交員に納付してもらったはずである。」としているが、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、「遡って納付した回数や保険料額については、古いことで覚えていない。」とするなど記憶が曖昧であり、申立人の保険料を取引金融機関の外交員に納付したとするその母も納付状況について、「高齢であり、古いことで詳細に覚えていない。」としているなど、具体的な保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和55年1月19日に払い出されていることが確認できることから、申立期間の保険料は国庫金である過年度保険料となる。A町役場作成の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間直後の昭和54年度の保険料のうち、54年4月から同年9月までの6か月分が55年1月に、54年10月から同年12月までの3か月分が55年2月に、それぞれ遡って納付されたことが確認できるものの、申立期間の保険料が過年度納付された事実は確認できない。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から49年9月まで

私が58歳のときに、世間で年金問題が大きく報道されたのをきっかけに、自分の年金記録を確認するために社会保険事務所（当時）に出向き、納付記録を確認したところ申立期間が未納とされていた。

国民年金の加入手続は、昭和46年7月に会社を退職後、既に亡くなっている父が行ってくれたと思う。また、保険料については、48年10月に結婚してからは、「A店」の奥さんが毎月国民年金保険料を集金に来ていたことをよく覚えているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は既に亡くなっていることから、具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により、昭和50年10月頃に払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、特殊台帳及びB町役場（現在は、C市役所）作成の国民年金被保険者名簿（電算）により、申立期間の保険料は未納とされていることが確認できる上、昭和48年10月に婚姻した申立人の元妻は、特殊台帳及びD町役場（現在は、C市役所E行政サービスセンター）作成の国民年金被保険者名簿（紙台帳）により、20歳に到達した49年\*月から同年9月までの保険料が申立人と同様に未納とされている。

加えて、申立人は、昭和48年10月の婚姻後、「A店」の奥さんが毎月国民年

金保険料を集金に来ていたとすると、C市役所は、「F氏が年金委員をされていたのは昭和60年前後であり、それ以前は別の方が年金委員をされていた。」と回答していることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

その上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、申立期間の前後の期間と同様に、父が経営していたA社に勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人は、申立期間の前後の期間において、A社で厚生年金保険に加入していることが確認できる上、申立人の兄である現在の事業主は、「申立期間中も、申立人は当社で勤務しており厚生年金保険に加入させていた。」と回答していることから、申立人は、申立期間中も引き続き同社で勤務していた可能性は否定できないものの、事業主及び同社が社会保険事務を委託していたB事業所はいずれも、「当時の資料は残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、オンライン記録から、A社において、昭和 48 年 3 月 15 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員は、「申立人は、自分が勤務を始めてすぐに、C地方の修業先から戻ってきた。」と証言している上、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の元従業員はいずれも、「申立人のことを記憶していない。」と証言している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和 48 年 4 月 1 日にA社において資格を取得していることが確認できるが、当該取得日は、申立人の同社

における厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

加えて、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和47年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証を同年4月21日に返納していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月1日から51年8月1日まで  
② 昭和52年4月2日から同年8月1日まで  
③ 昭和53年8月1日から55年8月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額となっていることが分かった。

本俸は、毎年定期昇給で増額しており、標準報酬月額が減額していることに納得できないので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①、②及び③について、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①について、申立人は、申立期間①前後の標準報酬月額の記録から、申立期間①の標準報酬月額は20万円ないし26万円であると申し立てているが、B社は、「当時の関係資料は保管していないため、保険料控除額等については不明である。」と回答している上、申立人は、当時の給与明細書

等を所持していないことから、申立人の申立てどおりの給与の支給額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立人は、同僚6人の氏名を挙げているところ、C社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、当該同僚6人のうち3人は申立人と同様に、昭和50年10月1日の定時決定によりその標準報酬月額が直前の期間と比べて低額になっていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが当該同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、C社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①における申立人の標準報酬月額について遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

- 3 申立期間②について、申立人は、申立期間②の直後の標準報酬月額の記録から、申立期間②の標準報酬月額は32万円であると申し立てているが、申立人は、当時の給与明細書等を所持していない上、B社が保管する「厚生年金保険被保険者台帳」（A社E事業所作成）によると、申立人が、昭和52年4月2日にA社E事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した際の標準報酬月額は、22万円と記載されていることが確認できる。

また、A社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録において、申立期間②における申立人の標準報酬月額について遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

- 4 申立期間③について、申立人は、申立期間③前後の標準報酬月額の記録から、申立期間③の標準報酬月額は32万円であると申し立てているが、上記「厚生年金保険被保険者台帳」から、昭和53年8月の月額変更及び54年10月の定時決定により、申立期間③の標準報酬月額は28万円と記載されていることが確認できる上、B社は、申立期間③のうち、同年1月分から55年8月分までの給与明細書（昭和54年2月分は貸金台帳、その他の月分は受領証）を保管しているところ、当該明細書によれば、当該期間中の厚生年金保険料の控除額は、標準報酬月額28万円に見合う金額であることが確認できる。

また、A社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間③における申立人の標準報酬月額について遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

- 5 このほか、申立人のいずれの申立期間についても、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 23 日から 43 年 8 月 21 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中は、A社に勤務しており、健康保険被保険者証を使って歯科医院で治療を受けた記憶がある。

当時の給与明細書は所持していないが、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の現在の事業主が、「勤務期間は特定できないものの、自分が小学生のとき、申立人は確かに勤務していた。」と証言していることから、申立人が、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、A社は昭和 49 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時一緒に勤務していた同僚の氏名を挙げているところ、当該同僚は、「昭和 40 年頃から 2、3 年間、申立人と一緒に A社に勤務していた。勤務していた当時は、厚生年金保険ではなく国民年金に加入していた。」と証言しており、オンライン記録から、当該同僚は、申立期間を含む昭和 38 年 2 月 19 日から平成 15 年 2 月 19 日までの期間、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。



このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。